

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年2月17日

福岡市環境局ごみ減量推進課

1 公募の趣旨

本業務については、生ごみの堆肥化について専門的な知識や経験があり、かつ市民向け講座等の企画・運営能力を有することが必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2 請負契約等の概要

- (1) 請負契約等の件名 「生ごみ堆肥化市民講座企画・運営等業務委託」
- (2) 請負契約等の内容
 - ・生ごみ堆肥化市民講座の企画・運営及び施設の管理（立花寺種苗育成施設内菜園及び臨海工場内エコ農園）
 - ・市が回収した生ごみ堆肥の熟成及び保管、完成堆肥の成分分析、配布用堆肥の作成（ふるい掛け、袋詰め作業等）
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 生ごみの堆肥化について専門的な知識・経験を有すること。
- (2) 生ごみの堆肥化の啓発にあたり、魅力ある市民講座の企画・運営能力を有すること。
市民講座の内容は下記のとおり
 - ・立花寺種苗育成施設内菜園で「親子で楽しみながら学ぶ生ごみ堆肥を使った菜園講座（小学生以下の子どもと保護者、定員 20 名程度）」を年 3 回以上、「生ごみ堆肥を使った菜園講座（一般向け、定員 10 名程度）」を年 5 回以上実施すること。また、講座の実施に必要な菜園の管理（240 m²）を月 2 回以上実施すること。
 - ・臨海工場内エコ農園で「生ごみ堆肥を使った菜園講座（一般向け、定員 10 名程度）」を年 4 回以上実施すること。また、講座の実施に必要なエコ農園の管理（162 m²）を月 2 回以上実施すること。
 - ・初心者を対象に、ベランダでも手軽に出来る「段ボールコンポスト使い方講座（定員 20 名程度）」を年 6 回（フォローアップ講座 3 回を含む）実施すること。
 - ・夏休みの自由研究として小学生と保護者を対象とした「夏休みキッズ段ボールコンポスト使い方講座（定員 30 組程度）」を夏休み期間中に 4 回（フォローアップ講座 2 回を含む）実施すること。
- (3) 市が回収した堆肥を、立花寺種苗育成施設内の菜園において熟成などの調整を行い、できた堆肥を適正に保管・管理できること（予定数量 500 kg）。
- (4) (3) でできた堆肥を当該菜園等で利用するにあたり、法令等に則り必要な成分分析（5 項目×2 検体）を年 3 回実施することができること。
- (5) (3) でできた堆肥を市民などに配布するにあたり、市が指定する方法、期日までに袋詰めなどの作業を行い納品することができること（年間 200 kg 程度を想定）。
- (6) 上記（2）～（5）の実施に必要な人員の確保ができること。
- (7) 当該履行場所の管理者が定める注意事項を遵守することができること。
- (8) 環境省が実施する「環境カウンセラー登録制度」に登録された人材を有していること。
- (9) 地方公共団体から当該業務と同等の業務を受託した実績があること。
- (10) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

5 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等
 - ・配布期間
令和 7 年 2 月 17 日～令和 7 年 3 月 4 日までの（閉庁日を除く。）毎日、
9 時から 17 時まで
 - ・配布場所
環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4039

担当 春田、藤村

・配布方法

配布場所において配布する。

・配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

・提出期間

令和7年2月17日～令和7年3月4日までの（閉庁日を除く。）毎日、
9時から17時まで

・提出場所

(1) 配布場所に同じ。

・提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ・参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ・参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ・審査結果の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4039

担当 春田、藤村

7 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積り合わせを中止する場合がある。

8 その他詳細は公募説明書による。